作成年月日： 2023年7月21日
改定年月日：

製造販売届出番号： 11B2X00040000691
医療機器製造販売業許可番号： 11B2X00040

【一般医療器】 類別：**器35** 類別名称：**医療用はさみ** JMDNコード：**35327001**
一般的名称：**眼科用せん刀** クラス分類：**Ⅰ** 特定保守：**非該当**

販売名： S0102　城下式ナロースプリング剪刀

〔禁忌・禁止〕
本品を曲げ、等の二次的加工（改造）することは、折損等の原因となるので絶対に行わないこと。

〔使用目的、効能又は効果〕
眼科手術時に組織を切断するために用いるはさみである。

〔形状、構造及び原理〕
全長：10.5cm
刃先：8mm、反
原材料：ステンレス

〔操作方法、又は使用方法〕
眼科手術時に組織を切断することに使用される。
滅菌方法
高圧蒸気滅菌　126℃　16分

〔使用上の注意〕
使用前に必ず洗浄・滅菌（保守・点検に係る事項参照）をすること。
使用目的（手術・処置等の医療行為）以外の目的で使用しないこと。又、折損、曲がり等の原因になりうるので使用時に必要以上の力（応力）加えないこと。
使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので出来るだけ使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。
電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷をする危険性があり、また、器械の表面を損傷するので、併用しない事。

〔貯蔵方法〕
貯蔵・保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間の管理をすること。

〔保守・点検に係る事項〕
使用後は、出来るだけ早く血液、体液組織等の汚物を除去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェクタ等）で洗浄するときには、刃物同志が接触して刃先を損傷することがないよう注意すること。また、ラッチェット部等の可動部分は開放して、汚れが落ちやすいようにバスケット等に収納すること。
洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げすすぎには、浄化水（ろ過、蒸留、脱イオン化等）を用いることを推奨する。
洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
可動部の動きをスムーズにするために、水溶性潤滑剤を塗布することを推奨する。
使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、刃の損傷、可動部の動き等に異常がないか点検すること。
点検後、セット・包装をし、高圧蒸気滅菌をすること。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、ﾗﾁｪｯﾄ部等の可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮すること。
強ｱﾙｶﾘ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させる恐れがあるので、使用を避けること。金属たわし、クレンザー(磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時は使用しないこと。

〔医療機器製造販売業者〕
株式会社　テイエムアイ
〒352-0006　埼玉県新座市新座1-2-10
Tel:048-481-2501　Fax:048-481-9913